



契約内容ご案内制度

2020年6月1日制定

2025年4月1日改定

普通保険約款または保険契約者代理特約条項に基づいて、保険契約者代理人または指定代理請求人を指定または変更する保険契約者は、以下の規約に同意のうえお手続きください。

第1条(規約の趣旨)

本規約は、本制度の利用者と第一フロンティア生命保険株式会社(以下「当会社」といいます。)との間の保険契約者代理人および指定代理請求人への契約内容ご案内制度(以下「本制度」といいます。)に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条(本制度の利用者)

1. 本規約において「保険契約者」とは、普通保険約款を契約の内容とする保険契約を締結した者をいいます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
2. 本規約において「保険契約者代理人」とは、保険契約者が被保険者の同意(被保険者の死亡後はこれを要しません。)を得て指定または変更した保険契約者代理人をいいます。
3. 本規約において「指定代理請求人」とは、保険契約者が被保険者の同意を得て指定または変更した指定代理請求人をいいます。
4. 本制度の利用者は、保険契約者、保険契約者代理人および指定代理請求人となります。

第3条(本制度の利用)

保険契約者が保険契約者代理人または指定代理請求人を指定または変更したときは、本制度の利用者は、本制度を利用できます。保険契約者による本制度への加入申込みは必要ありません。

第4条(情報開示の時期および範囲等)

1. 登録された保険契約者代理人または指定代理請求人から当会社に対する照会があった場合には、当会社は、本規約に従い、当会社の回答可能な状況が確定した後に回答いたします。
2. 当会社所定の本人確認方法により、照会者が登録された保険契約者代理人または指定代理請求人本人だと認められる場合には、当会社は、登録された保険契約者代理人または指定代理請求人からの照会とみなし、契約内容、既支払内容等の過去の手続き内容、および試算内容その他の保険契約者に回答できる内容を超えない範囲で回答します。ただし、被保険者のセンシティブ情報(傷病名・手術名・症状・治療内容・病院名等)はその範囲には含みません。
3. 複数の保険契約について、保険契約者代理人または指定代理請求人として登録されている者から保険契約を指定せずに照会がされた場合には、当会社は、照会者が保険契約者代理人または指定代理請求人として登録されたすべての保険契約について、前項に定めた範囲で回答いたします。

第5条(保険契約者代理人および指定代理請求人への連絡等)

1. 当社は、保険契約者代理人および指定代理請求人に対して、次の各号に掲げる場合に連絡することがあります。
 - (1) 災害発生時等、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人に対して安否確認・緊急連絡が必要な場合
 - (2) 本制度の対象となっている保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人の現況確認等をする場合
2. 当社は、保険契約者代理人および指定代理請求人の権利行使を補助するために、保険契約者代理人および指定代理請求人に対し、契約内容等を開示するための通知物を送付することがあります。
3. 当社から保険契約者代理人および指定代理請求人への情報開示は、第4条第2項に定めた範囲で行います。

第6条(本制度の終了)

1. 次のいずれかの事由に該当した場合には、事前に通知することなく本制度は終了します。
 - (1) 本制度の対象となっている保険契約が消滅したとき
 - (2) 本制度の対象となっている保険契約の保険契約者代理人または指定代理請求人が死亡したとき
 - (3) 本制度の対象となっている保険契約者が保険契約者代理人または指定代理請求人の指定を解除したとき
 - (4) 本制度の対象となっている保険契約に基づく保険給付、解約返還金その他の金銭の支払いを請求する権利の譲渡、当該権利を目的とする質権の設定(保険事故が発生した後にされたものを除く。)または差押え、仮差押えその他これらに準じる行為がされたとき
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者代理人と指定代理請求人の双方が指定されている場合で、どちらか一方のみが前項第2号または第3号の事由に該当したときは、他方との関係においては、なお本制度は存続するものとします。
3. 当社は、保険契約者または登録された保険契約者代理人または指定代理請求人が本規約に違反した場合など、当社が本制度を終了させる相応の事由があると判断したときは、保険契約者に対して通知することにより、本制度の全部または一部を終了することができます。

第7条(本制度の中断および停止)

1. 当社は、次の場合には、事前に通知することなく本制度の全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 本制度の提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
 - (2) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由により本制度の提供ができない場合
 - (3) その他、当社が本制度を中断する相応の事由があると判断した場合
2. 本制度の利用者は、当社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに当社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに本制度の取扱停止の措置を講じます。

第8条(届出事項および通知等の到達)

1. 保険契約者は、保険契約者、登録された保険契約者代理人または指定代理請求人の氏名、連絡先(住所等)その他の届出事項を変更した場合には、当社所定の手続きにより直ちに当社に届け出てください。
2. 届出のあった氏名、連絡先にあてて当社が通知または書類等を発送、発信した場合において、それらが到達しなかったときは、それらが通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第9条(免責事項)

1. 第4条第2項の規定により登録された保険契約者代理人または指定代理請求人からの照会とみなして回答した内容について、情報の盗用その他の事故があっても、そのために利用者または第三者に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 第8条第1項に定める届出事項の変更に関する当会社への届出がされなかったことにより利用者または第三者に生じた損害について、当社はその責任を負いません。
3. 第8条第2項に従って当会社の通知または書類等が通常到達すべきであった時に到達したものとみなされた場合において、それにより利用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。
4. 本制度の利用者以外の者から、本制度の利用に際し、異議申立があつた場合であっても、当社は一切関与することはありません。本制度を利用するにあたって、保険契約者、保険契約者代理人または指定代理請求人それぞれの間において生じた紛議・紛争についても同様です。また、これらに起因して利用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第10条(規約の改定、廃止、補充)

1. 当社は、本規約を改定(廃止を含みます。)する場合には、次の各号に掲げる事項を当該改定の効力発生日の相当の期間前に、通知または当会社のホームページサイトへの掲載その他の方法により告知します。本規約の改定があつた場合、本制度の利用者が当該改定後も引き続き本制度を利用することにより、当該改定後の本規約の内容に同意したものとみなされます。
 - (1)本規約を改定する旨
 - (2)改定後の本規約の内容
 - (3)改定の効力発生日
2. 本規約に特に定めのない事項については、普通保険約款および保険契約者代理特約条項の規定のほか、当社が定める規約等に従うものとしします。なお、本制度について、本規約と当社が別に定める規約等の内容が異なる場合には、本規約が優先されるものとしします。

第11条(個人情報の利用および第三者提供)

1. 当社は、保険契約者、保険契約者代理人および指定代理請求人の情報、本制度の申込書に記載された事項その他本制度に係る取引の過程で知り得た情報を、次に掲げる業務に必要な範囲でのみ利用します。
 - (1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等の支払い
 - (2)当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供(※)、ご契約の維持管理
 - (3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4)その他保険に関連・付随する業務(※)(※)取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、広告等の配信等を行うことを含みます。
2. 当社は、保険契約の継続・維持管理、年金・保険金・給付金等の支払いを目的に、本制度の対象となっている保険契約の契約内容等の情報を、当該保険契約の保険契約者代理人または指定代理請求人に提供する場合があります。

第12条(著作権その他の知的財産権)

本制度で当社が提供する冊子、画面等すべての著作物の著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものであり、保険契約者、保険契約者代理人および指定代理請求人は本制度により提供される情報について、当社に無断で複製・引用・転載または転送などを行わないものとします。

第13条(準拠法・管轄)

1. 本規約に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

第一フロンティア生命 お客様サービスセンター

TEL : 0120-876-126

営業時間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始等の休日を除く) 9:00 ~ 17:00

証券番号または証書番号のお分かりになるものをお手元にご用意のうえ、お電話ください。なお、当社お客様サービスセンターへのお電話につきましては、当社業務の運営管理およびサービス充実など、当社の利用目的の達成に必要な範囲にて録音させていただくことがあります。